

令和6年度 第2回 浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

日時： 令和6年9月12日（木）
14:30～16:00

場所： ザザシティ浜松中央館5階
大会議室

次 第

1 開会

2 新任委員の紹介

3 議事

《審議》

（1）教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について（幼保支援課・幼保運営課）

《報告》

（1）令和6年5月1日の浜松市放課後児童会入会児童数及び待機児童数について

（教育総務課）

（2）静岡県社会的養育推進計画策定について（子育て支援課）

（3）5歳児健康診査事業について（健康増進課）

4 資料配付

（1）第1回児童福祉専門分科会審議事項に関する意見および質問への回答について

5 閉会

令和6年度

R6.9.12現在

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿（五十音順）

No.	所属団体	役職	氏名	フリガナ
1	浜松市立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	渥美 美帆	アツミ ミホ
2	聖隷クリストファー大学	准教授	泉谷 朋子	イズミヤ トモコ
3	浜松市母子寡婦福祉会	会長	梅沢 智子	ウメザワ トモコ
4	浜松市私立幼稚園協会	会長	大塚 文俊	オオツカ フミトシ
5	浜松市人権擁護委員連絡協議会		岡本 孝子	オカモト タカコ
6	浜松市民生委員児童委員協議会	副会長	澤木 達治	サキ タツジ
7	浜松市青少年健全育成会連絡協議会	理事	富永 泉	トミナガ イズミ
8	浜松民間保育園長会	副会長	延本 寿	ノブモト ヒサシ
9	一般社団法人 浜松市医師会		村山 恵子	ムラヤマ ケイコ
10	浜松商工会議所	女性会会長	山本 泰子	ヤマモト ヒロコ

新

令和6年度

浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 事務局名簿

No.	所属		役職	氏名	フリガナ
1	こども家庭部	こども若者政策課	部長	吉積 慶太	ヨシヅミ ケイタ
2			課長	園田 俊士	ソノダ シュンシ
3			課長補佐	藤井 孝文	フジイ タカフミ
4			青少年育成センター所長	足立 敏久	アダチ トシサ
5			管理・育成グループ長	鈴木 良法	スズキ ヨシノリ
6		子育て支援課	次長兼課長	小山 東男	コヤマ ハルオ
7			家庭支援担当課長	仲谷 美樹	ナカニ ミキ
8			課長補佐	佐藤 智香	サトウ チカ
9		児童相談所	参与兼所長	鈴木 勝	スズキ マサル
10			所長補佐	池田 健人	イケダ タケヒト
11		幼保支援課	参事兼課長	井川 宜彦	イワリ タカヒコ
12			課長補佐	金原 正剛	キンハラ マサタケ
13		幼保運営課	課長	大橋 泰仁	オハシ ヤスヒト
14			課長補佐	渡邊 仁	ワタナベ ジン
15	健康福祉部	健康増進課	課長	渥美 雅人	アツミ マサト
16	学校教育部	教育総務課	学校・地域連携担当課長	鈴木 健一郎	スズキ ケンイチロウ
17			児童会管理グループ長	鈴木 亨	スズキ トオル
18		教育支援課	課長	南瀬 悦司	ナニセ エツジ

教育・保育施設、地域型保育事業の認可等について

こども家庭部 幼保支援課
幼保運営課

1 教育・保育施設の認可等について

（１）施設種別

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、新制度幼稚園

（２）施設設置の根拠

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第３条第１項又は第３項、第１２条及び第１７条第１項
- ・児童福祉法第３５条第４項

（３）意見聴取の根拠

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第１７条第３項
- ・児童福祉法第３５条第６項
- ・子ども・子育て支援法第３１条第２項

（４）令和７年度認可等（予定）施設一覧

ア 幼保連携型認定こども園

（ア）保育所⇒幼保連携型認定こども園：４施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	1号認定 定員（人）					2・3号認定 定員（人）							合計	
				満3歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
1	中央	（仮）浜松市立佐鳴台こども園 浜松市 ※浜松市立佐鳴台保育園	中央区佐鳴台三丁目31-2	0	2	2	2	6 (0)	13	21	26	26	27	27	140 (140)	146 (140)	
2		（仮）愛恵こどもの園 （福）浜松乳幼児福祉会 ※愛恵保育園	中央区鴨江三丁目3-37	0	0	0	0	0 (0)	8	12	15	15	15	15	80 (80)	80 (80)	
3		（仮）館山寺こども園 （福）庄栄会 ※館山寺保育園	中央区館山寺町2418-1	1	2	2	2	7 (0)	8	15	16	17	17	17	90 (90)	97 (90)	
4		（仮）三方ときめきこども園 （福）初生会 ※初生保育園	中央区東三方町185-2	3	3	3	3	12 (0)	20	25	25	30	30	30	160 (160)	172 (160)	
合計								25 (0)								470 (470)	495 (470)

注）施設名称の下段に※印記載のもの及び定員の下段に括弧書きのものは、現行の施設名称及び定員である

（イ）幼稚園⇒幼保連携型認定こども園：１施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	１号認定 定員（人）					２・３号認定 定員（人）							合計
				満３歳	３歳	４歳	５歳	計	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	計	
1	中央	（仮）天王こども園 （学）相生学園 ※天王幼稚園	中央区天王町943	20	45	50	50	165 (300)	5	10	20	25	25	25	110 (0)	275 (300)

注）施設名称の下段に※印記載のもの及び定員の下段に括弧書きのものは、現行の施設名称及び定員である

イ 保育所

(ア) 認証保育所⇒保育所：1施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	2・3号認定 定員（人）						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1	中央	(仮) はぐみな保育園 (同) MiMoチルコロ ※はぐみな保育園	中央区葵西六丁目6-30	6	10	10	18	18	18	80 (67)

注) 施設名称の下段に※印記載のもの及び定員の下段に括弧書きのものは、現行の施設名称及び定員である

注) 移行にあたり小規模保育事業「はぐみな第二保育園」(定員19人)を統合する

ウ 幼稚園

(ア) 従来型幼稚園⇒新制度幼稚園：1施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	1号認定 定員（人）					R6 園則 定員
				満3歳	3歳	4歳	5歳	計	
1	中央	蒲幼稚園 (学) 蒲学園	中央区神立町480	15	65	65	65	210	500

注) R6 園則定員は、従来型幼稚園における学校教育法施行規則第4条第1項第5号の収容定員

2 地域型保育事業の認可について

(1) 事業種別

小規模保育事業、事業所内保育事業

(2) 事業実施の根拠

児童福祉法第34条の15第2項

(3) 意見聴取の根拠

- ・児童福祉法第34条の15第4項
- ・子ども・子育て支援法第43条第2項

(4) 令和7年度認可(予定)事業一覧

ア 小規模保育事業所

(ア) 新設：3施設

No.	区	施設名称 設置主体	施設所在地	3号認定 定員（人）				連携施設
				0歳	1歳	2歳	計	
1	中央	（仮）さくら保育園植松 （株）SAKURA	中央区植松町1479-1	5	7	7	19	日本文教幼稚園（中央区常盤町141-20）
2		（仮）上石田の星保育園 コツヨシ（株）	中央区上石田町2325	6	6	7	19	北浜幼稚園（浜名区貴布祢409）
3		（仮）ハピファミ保育園 （株）ALL FOR ONE	中央区伝馬町311-7	2	5	5	12	松城幼稚園（中央区鹿谷町1-1） 日本文教幼稚園（中央区常盤町141-20）
合計							50	

令和 7 年度 教育・保育施設等の種類及び施設数（予定）

＜教育・保育施設＞

（単位：施設）

施設種別		R6	R7	増減	備考
1	公立幼保連携型 認定こども園	0	1	1	・ 公立保育所からの移行 1 施設
2	私立幼保連携型 認定こども園	77	81	4	・ 新制度幼稚園からの移行 1 施設 ・ 私立保育所からの移行 3 施設
3	私立保育所型 認定こども園	4	4	0	
4	公立保育所	20	19	△1	・ 公立幼保連携型認定こども園への移行 △1 施設
5	私立保育所	37	35	△2	・ 私立幼保連携型認定こども園への移行 △3 施設 ・ 認証保育所からの移行 1 施設
6	公立幼稚園	60	60	0	
7	私立幼稚園	37	36	△1	
	新制度	18	18	0	・ 私立幼保連携型認定こども園への移行 △1 施設 ・ 従来型幼稚園からの移行 1 施設
	従来型	19	18	△1	・ 新制度幼稚園への移行 △1 施設
合計		235	236	1	

＜地域型保育事業＞

（単位：施設）

事業種別		R6	R7	増減	備考
1	小規模 保育事業	51	52	1	・ 新設 3 施設 ・ 閉園 △2 施設
2	事業所内 保育事業	12	12	0	
合計		63	64	1	

令和６年５月１日の浜松市放課後児童会入会児童数及び待機児童数について

１ 放課後児童会入会児童数及び待機児童数

表１ 旧行政区ごとの入会児童数及び待機児童数（各年５月１日現在）

（単位：人）

	令和５年				令和６年				増減			
	① 箇所 数	② 定員	③入会 児童数	④待 機 児童 数	① 箇所数	② 定員	③入会 児童数	④待機 児童数	① 箇所数	② 定員	③入会 児童数	④待機 児童数
旧中	46	2,088	2,008	46	46	2,091	2,004	44	0	3	▲4	▲2
旧東	27	1,211	1,158	41	28	1,231	1,189	40	1	20	31	▲1
旧西	20	1,026	907	2	20	1,036	939	4	0	10	32	2
旧南	19	924	799	49	19	1,024	845	15	0	100	46	▲34
旧北	23	1,059	997	7	23	1,059	971	40	0	0	▲26	33
旧浜北	27	1,201	1,223	45	27	1,201	1,202	59	0	0	▲21	14
天竜	4	135	141	0	4	135	125	0	0	0	▲16	0
総計	166	7,644	7,233	190	167	7,777	7,275	202	1	133	42	12

※ 待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数

※ 定員割れしている児童会があり、旧区ごとに集計していることから、②＞③でも待機児童が生じる。

※ 児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表２ 旧行政区ごとの学年別入会児童数（令和６年５月１日現在）

（単位：人）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
旧 中 区	744	616	443	151	43	7	2,004
旧 東 区	448	375	244	87	28	7	1,189
旧 西 区	318	263	217	93	37	11	939
旧 南 区	316	283	184	38	20	4	845
旧 北 区	321	276	247	70	47	10	971
旧浜北区	389	351	245	144	50	23	1,202
天竜区	40	38	30	14	2	1	125
総 計	2,576	2,202	1,610	597	227	63	7,275
	6,388			887			

表 3 旧行政区ごとの学年別待機児童数(令和6年5月1日現在)

(単位:人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
旧 中 区	7	5	19	12	1	0	44
旧 東 区	3	6	16	7	6	2	40
旧 西 区	0	0	2	1	1	0	4
旧 南 区	2	5	7	1	0	0	15
旧 北 区	0	0	7	24	8	1	40
旧浜北区	2	2	14	16	22	3	59
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総 計	14	18	65	61	38	6	202
	97			105			

2 待機児童解消に向けた対応策

(1) 開設場所の確保

ア 学校施設における余裕教室等の活用

イ 近隣の公共施設の活用

ウ その他(安全確保を踏まえ、民間施設の活用 など)

(2) 民設民営放課後児童会の開設促進

令和6年度より事業実施に係る補助額を拡充

<定員拡大の推移>

(単位:箇所、人)

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	R6
箇所数		142	142	151	165	166	167
定員数		6,527	6,558	7,093	7,533	7,644	7,777
待機児童数		471	495	343	261	190	202
定員拡大		31	535	440	111	133	
内訳	余裕教室等活用	46	210	180	111	-	
	専用施設建設	-	256	172	-	70	
	その他	△15	69	88	-	63	

静岡県社会的養育推進計画の見直しについて

１ 概 要

児童養護施設や里親家庭等の社会的養育を必要とする児童が、より家庭的な環境で生活し、健やかに成長できる環境を保障するために令和２年３月に策定した「静岡県社会的養育推進計画」について、令和６年度で前期計画の終期を迎えるため、令和７年度からの後期計画の見直しを行うもの。

なお、後期計画の見直しにおいては、令和４年改正児童福祉法を踏まえた内容とする。

２ 現在の計画

（１）計画の概要

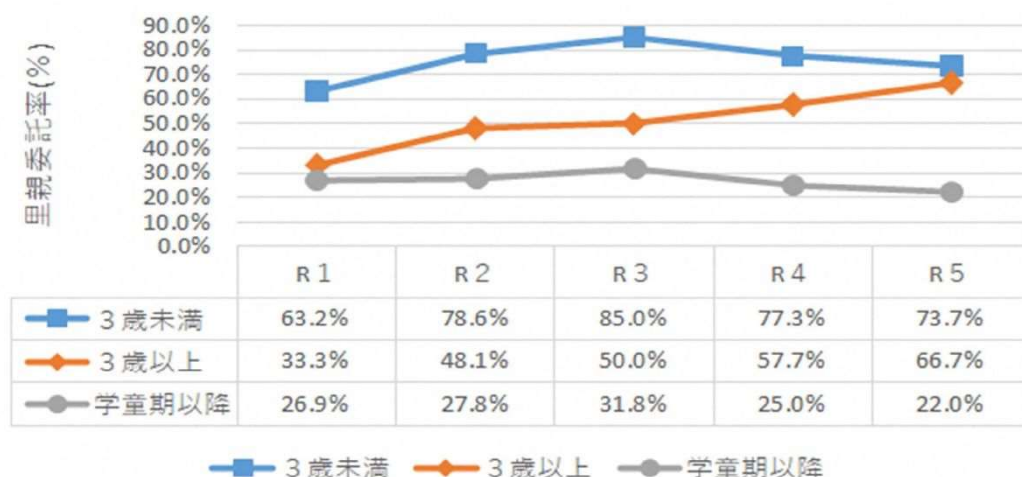
計画の位置づけ	・平成 28 年の児童福祉法改正により、家庭若しくは家庭的な環境での養育を優先する「家庭養育優先原則」が規定されたことを踏まえ計画を策定 ・児童の養育先として施設よりも里親委託を優先 ・施設養育においては、養育単位の小規模化（養育単位 4 ～ 6 人）を推進 ・こどもの権利擁護や自立支援の推進への取組等について記載
計画策定主体	静岡県、静岡市、浜松市 ※県が策定する計画の中に各政令市計画を記載。
計 画 期 間	令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間 (前期：令和２年度～令和 6 年度、後期：令和 7 年度～令和 11 年度)
計画策定方法	有識者及び県内児童福祉施設関係者等から成る検討会議により 3 回の会議による審議・検討を経て策定 ※検討会議設置に係る庶務は静岡県が行う。

（２）現行計画の主な内容

ア 里親委託の推進に向けた取り組み

３歳未満及び３歳以上の里親委託率は、目標値よりも高い水準であるが、学童期以降の年齢区分の里親委託率は、目標値よりも低い水準で推移している。

【年齢区分ごとの里親委託率の推移】



【現行計画の目標値（浜松市）】

（単位：％）

年齢区分		基準値 H31（2019）	現状値 R 5（2023）	目標値	
				R6（2024）	R11（2029）
里親委託率	3歳未満	50	73.7	56	67
	3歳以上	28	66.7	44	59
	学童期以降	24	22.0	37	49

イ 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等に向けた取り組み

現行計画に基づき、地域小規模児童養護施設が段階的に整備されたことにより、小規模化等された施設の定員数は増加している。

【現行計画の目標値（浜松市）】

（単位：人）

項目	基準値 H31（2019）	現状値 R 5（2023）	目標値 R11（2029）
小規模化等された施設の定員数	24	36	58

3 計画の見直し

令和4年改正児童福祉法の内容を反映した計画の策定要領が国から示されたことから現計画の見直しを行う。

（1）計画策定項目

No.	項 目	現計画	新計画
1	県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	○	○
☆ 2	当事者である こどもの権利擁護 の取組	○	○
☆ 3	市町のこども家庭支援体制 の構築等に向けた県の取組	○	○
☆ 4	支援を必要とする 妊産婦等の支援 に向けた取組	—	○
☆ 5	一時保護改革 に向けた取組	○	○
6	各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み	○	○
☆ 7	代替養育を必要とするこどもの パーマネンシー保障 に向けた取組	○	○
☆ 8	里親等への委託の推進 に向けた取組	○	○
9	施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	○	○
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	○	○
11	児童相談所の強化等に向けた取組	○	○
☆ 12	障害児入所施設 における支援	—	○

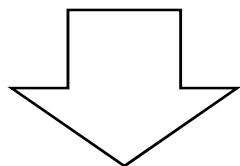
(2) 主な見直し内容

令和4年改正児童福祉法により新たに法定化された事業や施設について、記載内容の拡充が求められている。

No.	項目	現行計画	見直し後計画
2	こどもの権利擁護	こどもの意見の代弁等について自治体の状況に応じた方策を検討	<u>意見聴取等措置、意見表明等支援事業</u> の実施
3	市町のこども家庭支援体制	こども家庭総合支援拠点の普及	<u>こども家庭センター</u> 設置の促進
4	妊産婦等支援	—	<u>妊産婦等生活援助事業</u> の実施
5	一時保護改革	一時保護の環境及び体制の整備	<u>一時保護施設職員の研修充実等</u>
7	パーマネンシー保障	特別養子縁組推進に向けた取組の実施	<u>パーマネンシー保障に向けた児相の体制整備</u>
8	里親委託の推進	包括的な里親支援業務の実施に向けた取組	<u>里親支援センター</u> の設置促進
12	障害児入所施設	—	ユニット化等家庭的環境の施設整備を推進

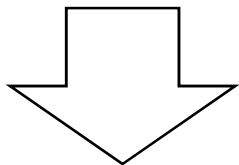
4 計画策定スケジュール（予定）

令和6年7月29日 第1回検討会議 (県・政令市合同)	(内容) ・ 現行計画の進捗状況及び社会的養護の現状と課題 ・ 国の策定要領（新計画の方針）の確認 ・ 現行計画に係る基本理念、今後の取り組み等に係る意見聴取等
-----------------------------------	---



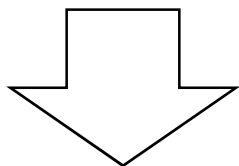
- 児童養護施設や里親等へ入所・委託中の児童に対する調査実施
- 各児童養護施設等への団体ヒアリングの実施

令和6年10月頃 第2回検討会議 (県・政令市合同)	(内容) ・ 児童養護施設や里親等へ入所・委託中の児童に対する調査報告 ・ 調査結果、ヒアリングを踏まえた計画案の検討 ・ 整備目標の算出方法を確認
----------------------------------	---



- 県がパブリックコメントを実施（R6.12～R7.1 頃）

令和7年2月頃 第3回検討会議 (県・政令市合同)	(内容) ・ パブリックコメント結果報告 ・ パブリックコメントを踏まえた計画最終案を検討
---------------------------------	---



- 計画内容確定

計画策定・公表

静岡県社会的養育推進計画 構成概要（令和２年３月策定）

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- ・子どもが権利の主体であることや家庭養育優先原則が新たに明記された児童福祉法（平成28年改正）等及び今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、現行の「家庭的養護の推進に向けた静岡県推進計画（平成27～令和11年度）」の全面的な見直しを行い、新たな「静岡県社会的養育推進計画」を策定する。
- ・静岡県、静岡市及び浜松市がそれぞれ策定する、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画である、「ふじさんっこ応援プラン（静岡県）」、「子ども・子育て・若者プラン（静岡市）」、「子ども・若者支援プラン（浜松市）」（いずれも令和2年3月策定）との整合を図る。

2. 計画の期間

- ・令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間

3. 計画の推進

- ・県、静岡市、浜松市の連携
- ・計画の進捗管理

第2章 社会的養育を取り巻く状況

1. 虐待相談件数の状況	虐待相談件数は増加傾向にあり、H30(2,911件)はH25の対比で68.8%増
2. 措置児童数の状況	措置児童数は減少傾向にあり、H30(702人)はH25の対比で16.4%減
3. 里親の状況	認定里親数は増加傾向にあり、H30(485人)はH25の対比で23%増 里親委託率は増加傾向にあり、H30(29.5%)はH25の対比で9.3%増 一時保護件数は増加傾向にあり、H30(1,268件)はH25の対比で47%増

第3章 計画の基本理念

子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を実現していくために、社会全体で子どもを育む

第4章 代替養育を必要とする子ども数等の見込み

県所管	H30現状値		R11目標値	
	人数	割合	人数	割合
代替養育を必要とする子ども数	450人	-	354人	-
里親等委託が必要な子ども数	111人	-	179人	-
3歳未満	11人	25%	24人	65%
3歳以上	19人	22%	43人	58%
里親等委託率	81人	25%	112人	46%

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

1. 子どもの権利擁護の推進

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

- ・子どもが意見を表明する権利を有することについての普及、啓発
- ・措置児童等への「子どもの権利ノート」配布など、子どもが意見を述べる機会の確保

2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ・市町等の相談支援体制の整備に向けた支援・取組
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

(2) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護された子どもの権利擁護
- ・一時保護の環境及び体制整備

(3) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童福祉司等の専門職の計画的配置と、研修等による職員の専門性の向上
- ・弁護士を活用した法的機能の向上、警察OB等の配置やオンラインによる情報共有の強化

(4) 関係機関との連携強化に向けた取組

- ・児童虐待対策に対する児童相談所、警察、市町、医療機関などの関係機関との連携の強化

3. 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・里親の新たな確保から支援まで包括的に支援する体制の構築
- ・里親制度の広報啓発活動の強化

(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制の構築
- ・特別養子縁組に対する相談窓口の周知や事業の理解促進

(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなど、小規模化、地域分散化の促進
- ・一時保護のための施設の整備や里親支援など、多機能化・機能転換の支援

4. 子どもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・施設で暮らす子どもの大学等修学や生活・就労支援など、社会的な自立のための支援
- ・施設退所後の生活・就労等の相談支援。実家的機能の活用

管理指標

参考データ

用語集

資料編

5歳児健康診査事業について

1. 目的

- ・特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・教育の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

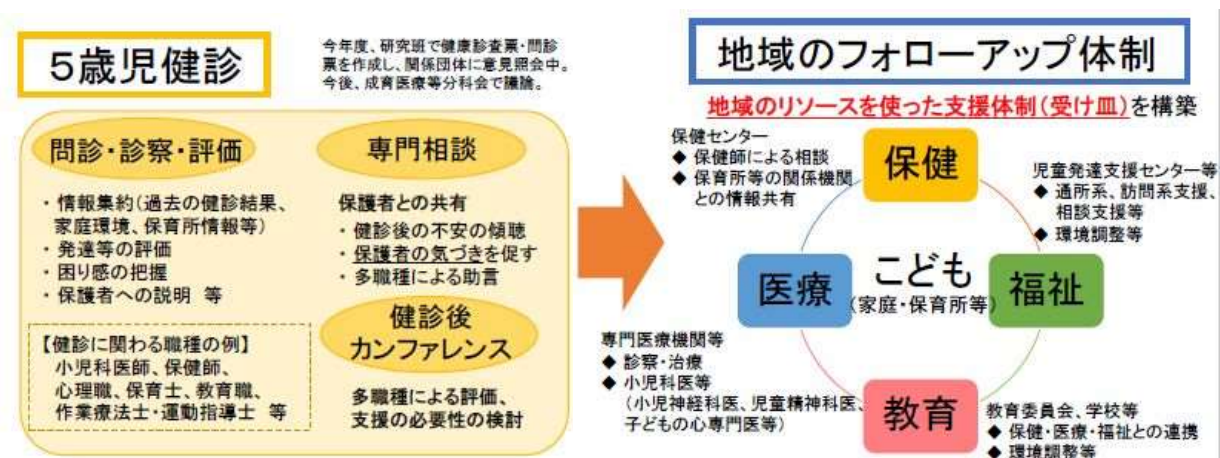
2. 背景

- ・発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 対象年齢

おおむね4歳6か月～5歳6か月（年中児）

4. 5歳児健康診査イメージ（国資料抜粋）



第2回こども家庭審議会成育医療等分科会

（令和5年11月22日） 資料より

5. プロジェクトチーム設置の目的

- ・就学前後の切れ目のない支援体制を構築する。
- ・庁内関係各課や、庁外の保健、医療、教育、福祉の関係者が連携したフォローアップ体制を構築する。

6. 庁内外プロジェクトチーム会議について

- ・参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・第1回：令和6年7月22日（月）

協議事項：5歳児健康診査の実施体制等について

巡回型一次スクリーニングを利用した一般健康診査と健診後の事後フォローとして事後相談事業を一体的に実施するという方向性で合意となった。

- ・第2回：令和6年9月9日（月）

5歳児健康診査の実施体制の詳細イメージや課題等について、協議を実施。

庁外（50音順）

1	一般社団法人 浜松市医師会
2	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団
3	社会福祉法人 ひかりの園
4	特定非営利活動法人浜松政令市医師会
5	浜松市障がい者基幹相談支援センター
6	はままつ児童発達支援ネットワーク連絡会
7	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」
8	浜松市私立幼稚園協会
9	浜松民間保育園長会

庁内（部局順）

1	健康福祉部	障害保健福祉課
2	健康福祉部	中央健康づくりセンター
3	健康福祉部	浜名健康づくりセンター
4	健康福祉部	天竜健康づくりセンター
5	こども家庭部	子育て支援課
6	こども家庭部	幼保運営課
7	学校教育部	教育支援課
8	学校教育部	健康安全課
事務局	健康福祉部	健康増進課

第1回児童福祉専門分科会審議事項に関する意見および質問への回答について

P2 審議(1)

1、浜松市子ども計画の策定について

(1) 趣旨

質問A

「地方版子ども・子育て会議の位置づけとして、児童福祉専門分科会に諮っていく」との文言に関しては、賛同いたしかねます。

前回令和5年度第三回児童福祉専門分科会でも議論がありました。(2024.5.13 現在、なぜか浜松市のHPに会議録が見つけれませんが。)本分科会は、市が計画する施策に対して、それぞれの分野から意見をお伝えするという性質の会議であり、意見をお伝えすることで施策が変わることはないのが実情です。子ども家庭庁が、設置努力義務と記載している合議制機関とは性質が異なると前回の分科会でも指摘され、浜松市にも、こどもに関する施策を立案するための、「地方版子ども・子育て会議」を設置すべきとの意見がだされました。

実際 P3(3)スケジュール表でも、本分科会は、報告、説明を受ける機関とされ、「子育て支援の政策プロセスなどに参画関与できる機関」としては位置づけられていません。「地方版子ども・子育て会議」は、本当に困っている人や「こども」自身の意見・育ちに焦点を当てた施策を考えるための場として、現場で支援に当たっている民間団体の人材を取り入れ、庁内・官民横断的な合議機関として設置していただきたいと考えます。そして、事務局が行う浜松市こども計画策定の計画素案に積極的に施策を提案できる合議制機関としての位置づけが必要です。

※以下、子ども家庭庁 HP より <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/outline>

7.子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができ
る仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。

市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務とします。

回答A

子ども・子育て支援法第72条で定められている「地方版子ども・子育て会議」につきましては、浜松市社会福祉審議会条例第6条第1項第5号で、児童福祉専門分科会で審議することとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

P3(3)スケジュール表では、本分科会は、報告、説明を受ける機関との表記ですが、R6.5.16の分科会の次第では「審議」の扱いとしており、分科会委員のご意見を聴いてまいります。

令和5年度第3回児童福祉専門分科会の会議録については、更新が遅れましたが、現在はご覧いただけるようになっておりますので、ご確認ください。

(2) こども基本法

イ 市町村子ども計画について

きわめて重要な計画であり、子どもに関する必要な施策はすべて掲載していただくべきものと認識しています。5月9日にこども家庭庁こども 家庭審議会から発出された「こどもまんなか実行計画2024 の策定に向けて(案)」では、実に多様な事業の推進が求められています。

ライフステージを通した重要事項とされている、「障害児支援・医療的ケア児等への支援」についても、こども計画での策定をお願いします。肢体不自由、知的障害、発達障害、医療的ケア児のいるご家族、きょうだい児にかかる負担は貧困の問題とは異なる部分があります。介護、付き添いの問題、きょうだい児の愛着形成に与える影響、経済的問題があっても、見守りやあずかりの支援がなければ働くこともできない現状を見据えた施策もご検討ください。また、付き添いなく入院可能な病院が少ないことも大きな問題で、特に障がいのある児に家族が付き添う場合の負担は健常児の比ではありません。家庭では得られる他の家族からの援助もなく、ひとりで介護を強いられる現状があります。付き添い可能な病院を増やす施策と病院入院時の介護支援も、提言として上げていただきたいと思います。

質問B

回答B

障害児支援・医療的ケア児等への支援は、浜松市障がい者計画へ重点的に盛り込んでおりますが、ご指摘の内容はこども計画においても重要な視点であると認識しており、障害部門とも連携してまいります。

質問 C

また、浜松では GIGA スクール構想で全児童、生徒がタブレットを持つようになりました。スマホの普及も低年齢化が急速に進んでおり、リテラシーや依存の問題があまり語られないまま、メディアへの暴露が進んでいることに危機感を感じます。子どもへの影響の評価や対策について、問題提起をお願いしたいと思います。

回答 C

タブレット型端末やスマートフォン利用の低年齢化により、ネット依存や健康被害、ネットいじめや誹謗中傷など、子供たちへの影響が心配されます。

各学校では、教育委員会が作成した浜松市情報モラル指導教材を活用し、きまりや約束があることや相手の気持ちを考えて発信することの大切さ、自分の身を守るための方法などについて、子供たちが安全に活用するための指導を行っています。

今後は、家庭での使用のルールや大人の見届けなど、学校と家庭が同一步調で指導を進めていけるよう努めてまいります。

以下のこども大綱 15pにある「1 ライフステージを通した重要事項」(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の項目の実現を目指し、それを考える場が子ども計画へ位置付けられ明記されていることが、今後の方向性として必要であると考えます。

「全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。」

こども・若者の権利擁護に関わる施策について、協議し具体化するために、保健・福祉・教育・就労・司法等の部局横断的な場を設置することを、子ども計画に明記していただきたいと思います。特にこどもの生活に大きくかわる教育が入ることが、極めて重要です。

P3 (3)スケジュールの「子どもの意見聴取関係」には、子ども版市長へのご意見箱専用用紙およびフリーボードが4月30日設置され、関係機関等への聞き取りも開始されているとのことです。その情報を、すべての子どもたちに周知するために、どのような方法をとられているのか、お教えてください。HPや広報の情報にアクセスする子どもたちは、極めて少数だと思われます。

回答 D

こども・若者の権利擁護につきましては、体制を含め、どのように取り組んでいくか検討を進めてまいります。

こどもの意見聴取につきましては、浜松こども館や浜松市立青少年の家に設置したフリーボードにおいて多くのご意見が寄せられております。

市長へのご意見箱やフリーボードを全てのこどもたちに周知することは困難ですので、関係施設等へ出向いての聴き取りや、アンケート調査など、様々な方法により意見を聴取してまいります。

2. (仮称)浜松市こども計画の策定に関わるアンケート調査結果および調査を受けた考察について 質問 E

前回、自由意見の中に、施策立案に重要な声が含まれている可能性など指摘させていただきました。P8-9 下段には、こどもの自由意見件数が多数記載されています。これは、上記(2)ウの「こどもなどの意見」を反映していると考えられます。分析結果から、どのような施策の重要性が読み取れたかをご教示下さい。

生活困窮や言語障壁などのため、回答できない、本当に困っている人の声は、アンケート結果には反映されません。学校・保育園・幼稚園・支援団体に協力を依頼して、困っている子ども・家庭からの声を拾う方策をお願いしましたが、その結果はいかがでしたでしょうか

質問 F

回答 E

P. 8 下段の分析としては「遊び場や居場所」68 件中、公園など遊べる場所の整備が 46 件、遊具・トイレなどの整備が 15 件だったことから、「遊ぶ」ことに関する施策を重要視する必要があります。

P. 9 下段「子どもの生活実態調査」での子どもの自由意見の分析としては、小・中学生では公園など遊べる場所、スポーツできる場所の充実を求める声が多く、16～17 歳では放課後等に自習できる場所（スペース）が欲しいとの意見が多く寄せられました。友達や仲間と会える場所、静かに勉強ができる場所、落ち着く場所、相談できる場所など、家や学校以外での居場所を求める子どもが多いことがわかりました。

また、学校の施設の充実（エアコン、トイレ）や安全な通学路の確保（街灯、舗装）などの意見も多かったことから、教育委員会や土木部への情報提供を行ってまいります。

回答 F

生活困窮や言語障壁などのため回答できない、本当に困っている人の声を聴くことについては、関係施設や団体の協力を得ながら意見を幅広く聴取していくため、現在、準備を進めております。

P10 イ 保護者の状況について

「就労と子育ての成立について」

質問 G

考察の最後に、ひとり親の現状をふまえての「両立への支援や、親不在時の子どものケアが必要」となっています。これは是非施策として、具体化していただきたいと考えます。経済的にダブルワークせざるを得ないひとり親が、こどもだけで留守番をさせていると児相通告される現状があります。

「居場所などに対するニーズ」

不登校が増えている現状の中でも、親は働き続けなければならない、家庭内で放置される子どもが増えています。経済困窮があり、子どもの問題も抱えている保護者にも安心して相談できる場が必要です。そのためにも、国が提案している児童育成支援拠点事業を浜松市も実施していただきたいと考えます。本来は、子どもが自分で行ける場所であるべきで、最低でも中学校校区に 1 つが望ましい状況ですが、送迎をつけることができれば、より範囲が広くてもスタートできると思われます。

回答 G

就労と子育ての両立の支援については、放課後児童会の取り組みが中心となりますが、ひとり親の両立支援策として、保護者の就業中にこどもを預かることができる「ひとり親家庭等日常生活支援事業」があるので、活用を促進させることで、孤立の防止に努めていきます。

また、こどもの居場所づくりについては、民間団体の持つノウハウを活かし、引き続き連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後は、関係機関と連携し、対象者の把握やニーズ調査を行うとともに、補助事業の活用も含め児童育成支援拠点事業の実施についても検討してまいります。

P11 (3)若者支援に関するアンケート調査

若者が利用できる支援機関を「どれも知らない」と回答した若者の割合が全国調査を大きく上回っています。これは、有効な支援機関がないということではないでしょうか。居場所についても、情報が無い、存在を知らない若者が多いが、実際そういう場所が用意されていない可能性があるのではないのでしょうか？

質問 H

回答 H

若者が利用できる支援機関を「どれも知らない」と回答した若者が全国調査を大きく上回ったことについては、SNS 相談を利用する相談希求のある若者を対象としたことがその要因の一つと考えられます。市内には若者が利用できる公的な相談窓口（精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、児童相談所、ハローワーク等）のほか、若者支援に係る活動を行う民間団体が複数存在しています。そうした情報を得にくい環境にある若者が一定数存在すると思われますが、その中でも、相談先が分からない若者、このようなことで相談してもよいのか等相談を躊躇している若者が SNS 相談の利用者と考えられるため、今後も SNS 相談を継続し、悩みに応じて必要な支援機関を案内するとともに、支援機関の情報が行き届かない若者に対する広報のあり方について検討を行ってまいります。

また、居場所がないという若者に、居場所の情報がない、存在を知らないという回答が多かったことについては、支援機関を知らない若者と同様、人とのつながり、社会とのつながりが希薄になればなるほど、そのような情報からは遠のくと考えられます。このため、オンライン空間での居場所としてSNS相談の利用を促していくほか、本年10月の子ども若者総合相談センターの開設により、若者ひとりひとりに寄り添う伴走型支援に取り組み、そのニーズをとらえた居場所を作ってまいります。

P30 報告(3)浜松市立幼保連携型認定こども園条例について

質問Ⅰ

要望4の意見に同感です。

公立の幼稚園、保育園に通わせるメリットは何なのか？

新築や改装をして経営を続けるよりも、幼児教育や保育は民間が行い、市は指導監査監督に充填を置いていただきたいと思います。その上で、医療的ケア児の受け入れや、発達特性のある児の支援を児童発達支援センターへ委託する等の指導(支援)をしていくという立場になる方が適切なのではないかと思います。

ですので、公立園は有効活用するところ(事業所?)へ売却したり貸与したりすることも一つだと思われます。

回答Ⅰ

要望4に係る「市の考え方」にもありますとおり、「市立の就学前施設については、幼児教育・保育の保障の面からセーフティネットとしての役割が重要であり、一定数の市立施設は必要であると考えています。」

「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の〈基本理念〉にあるとおり、「質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する」ことを前提として、現在、市立施設の売却、貸付や民営化は検討しておりませんが、公立園と私立園が連携することが重要であると考えています。

また、村山委員がご指摘の医療的ケア児や支援が必要な児童の受け入れは、市全体として重要な課題であると認識しています。

その中で、支援が必要な子どもや低所得世帯の保護者の中には市立施設を希望する方がいることから、民間だけではなく、官民連携して市立施設においても、市民のニーズに対応する必要があると考えています。

ただし、要望4に係る「市の考え方」にもありますとおり、認定こども園化する施設や定員の設定については、私立園に及ぼす影響などを考慮し、検討してまいります。